

医政看発第0325第2号
令和4年3月25日

公益社団法人 日本看護協会 会長 殿

厚生労働省医政局看護課長
(公印省略)

看護学生実習の国民向けPRポスター及びリーフレットについて(周知依頼)

平素より看護行政の推進にご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主幹部(局)長宛てに通知しましたので、御了知いただきますとともに、周知に御協力いただきますようお願いいたします。

照会先

厚生労働省医政局看護課

看護教育係 菊地 沙織

遠藤 朋子

電話：03-5253-1111(内線：2594)



医政看発第0325第1号
令和4年3月25日

各都道府県 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長
（公印省略）

看護学生実習の国民向けPRポスター及びリーフレットについて（周知依頼）

平素より看護行政の推進にご尽力を頂き、厚く御礼申し上げます。

看護学生の臨地実習について国民の理解・協力を求めることを目的に、看護学生の臨地実習に関する新しいデザインのPRポスターを作成いたしました。また、平成28年度から作成しておりますリーフレットについても、今般のカリキュラム改正を受けて一部修正いたしましたので、是非ご活用いただきたく存じます。つきましては、下記について貴管内の看護師等養成所にご周知いただくとともに、貴職におかれましてもご活用をお願いいたします。

記

1. 看護学生の臨地実習について国民の理解・協力を求めることを目的に作成しておりました下記2点について、厚生労働省ホームページに掲載しておりますので是非ご活用ください。PRポスターのサイズはA3版、A4版で印刷が可能です。

- 1) 看護学生実習の国民向けPRポスター

今年度は国民の皆様には看護学生の臨地実習に対するご理解をいただくためのポスターのデザインを一新いたしました。下記URLからダウンロードできますので、ご活用ください。

- 2) 看護学生の実習に関するリーフレット

今般のカリキュラム改正を受けて、記載内容を一部変更しています。

（例：「在宅看護論」→「地域・在宅看護論」）

2. 掲載場所

厚生労働省ホームページ

ホーム>分野別の政策>健康・医療>医療>政策分野関連情報>看護学生の実習受入促進について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000193285.html>

以上

照会先

厚生労働省医政局看護課

看護教育係 菊地 沙織

遠藤 朋子

電話：03-5253-1111（内線：2594）

みなさまとのふれあいが 未来の看護師を育てます

看護学生の実習にご協力ください



看護学生は実習で、患者さんの不安や苦痛や回復の力などを知り、学内で勉強した知識や技術をもとに実践力を伸ばします。

看護学実習の3つの約束



**患者さんの
権利を守ります。**

実習にあたっては患者さんの権利を保障し、事前に十分な説明を行い、ご協力の同意を得た上で実施します。



**患者さんの
安全を守ります。**

実習にあたっては事前の準備はもちろん、実施可能なレベルまで看護技術を習得してから臨みます。



**患者さんの
個人情報を守ります。**

プライバシーの保護を最優先として、実習で知り得た患者さんに関する情報を他者に漏らすようなことはありません。

未来の看護職員を育てるために 看護学生の実習にご協力ください

看護学生は、看護職員になるために
様々な分野、様々な方に対する支援を学んでいます。
あなたの地域を支える未来の看護職員を育てるために、
みなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。

例) 看護師になるための教育内容

基礎分野

- 科学的思考の基盤
- 人間と生活・社会の理解

専門基礎分野

- 人体の構造と機能
- 疾病の成り立ちと回復の促進
- 健康支援と社会保障制度

専門分野

- 基礎看護学
- 小児看護学
- 地域・在宅看護論
- 母性看護学
- 成人看護学
- 精神看護学
- 老年看護学
- 看護の統合と実践

実習

- 基礎看護学
- 小児看護学
- 地域・在宅看護論
- 母性看護学
- 成人看護学
- 精神看護学
- 老年看護学
- 看護の統合と実践

(保健師助産師看護師学校養成所指定規則 別表三より改変 R4.4.1より改正)

看護学生の実習についてご不明な点は、教員や施設の担当者におたずねください。



実習での学びが看護学生を大きく育てます

看護学生は、住み慣れた地域で生活・療養するみなさまが、自分らしく暮らし続けられるような支援について学ぶため、実習を行っています。病院の他、診療所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、保育所など、様々な場所でのご協力が必要です。



診療所



病院



保育所



介護老人保健施設
特別養護老人ホーム



保健センター
地域包括支援センター



重症心身障害児(者)施設



助産所



ご自宅
(訪問看護ステーション)

看護職員になるためには、実習での経験が不可欠です。真剣に学んできた看護学生のさらなる一歩をみなさんで応援してください。

毎年約7万5千人の学生が、看護職員になるため、あらたに看護学校に入学します。

学校では、様々な健康状態に応じて看護ができるよう、知識や技術、さらに観察力や判断力を養います。学校で学んだことを直接みなさまと関わりながら実践することで、幅広い価値観、人に寄り添う姿勢を身に付けることができます。

看護学実習の3つの約束

1

みなさまの
権利を守ります。

実習にあたってはみなさまの権利を保障し、事前に十分な説明を行い、ご協力の同意を得た上で実施します。

2

みなさまの
安全を守ります。

実習にあたっては事前の準備はもちろん、実施可能なレベルまで看護技術を習得してから臨みます。

3

みなさまの
個人情報を守ります。

プライバシーの保護を最優先とし、実習で知り得たみなさまに関する情報を他者に漏らすようなことはありません。

看護学生は様々な場所でみなさまへの支援を学びます

- 保育所へ通うお子さんへの支援
- 保健所、市町村保健センター、地域包括支援センターでの健康支援
- 介護老人保健施設や特別養護老人ホームで過ごす高齢者への支援
- ご自宅で療養される方への訪問看護
- 助産所での妊婦さんや赤ちゃんへのケア